

聖籠町訓令第十一号

聖籠町職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令、
 聖籠町職員被服等貸与規程（平成二年聖籠町訓令第十四号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表

勤務する機関	被貸与者	貸与品	数量	貸与期間	管理責任者
共通	三役及び職員等 職員等	ヘルメット	1	5	総務課長
		作業服上下(夏・冬)	1	5	
		長靴 防寒着			
	三役及び課長級以上の職員	防災服上下	1	5	生活環境課長
		防災服用帽子 ベルト			
生活環境課	三役及び消防防災 従事職員	消防活動服上下	1	5	
		アポロキャップ			
		活動靴			
		ベルト			
		消防制服上下			
		制帽			
		消防制服上下(夏)			
		制帽(夏)			
		ネクタイ			
ふるさと整備課	除雪作業従事職員	長靴(冬)	1	5	ふるさと整備課長
		手袋(夏)			
		手袋(冬)			
		防寒着			
		雨具			
保健福祉課	保健師	防寒着	1	5	保健福祉課長
		作業服上下			
診療所	医師	白衣	1	1	
		白ズボン			
		防寒着		5	
	看護師	白衣	1	1	
		ズボン			
		スカート 靴		5	
こども園 (保育園)	保育士	スモック	1	1	
		作業服上下		3	
	調理員	白衣	2	1	
		ゴム長靴	1	5	
		サンダル			
		ゴム前掛		1	
		白ズボン 三角巾			
こども園 (幼稚園)	教諭	スモック	1	1	学校教育課長
		作業服上下		3	

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。